

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 22 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から37年1月1日まで

昭和35年6月にC社B支社に入社し、36年8月1日に合併したA社B支社に異動となったが、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落している。

申立期間及びその前後の期間は、同じ勤務場所で同じD業務に従事していたことから、申立期間の厚生年金保険料も継続して控除されていたと記憶しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の雇用保険の被保険者記録、申立人の最終退職時の勤務先である事業所が保管していたA社の永年勤続資料及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和36年8月1日にC社から、合併により設立されたA社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和37年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社B支社は、昭和37年1月1日に厚生

年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録は無いが、閉鎖登記簿謄本によれば、A社は、申立期間当時から法人事業所であることが確認でき、また、複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録等により申立事業所である同社B支社は、申立期間当時、常時5人の従業員が勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支社は、平成7年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主にも当時の当該事業所の閉鎖登記が廃棄されているため所在等が不明であることから照会できないが、申立期間において、A社B支社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和36年8月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 13 日から 42 年 4 月 22 日まで
② 昭和 42 年 5 月 11 日から 46 年 10 月 21 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答があった。

脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①以前のA社、B社及びC社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①及び②は同一記号番号で管理されていることから、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②に係るD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の整理番号の前後 50 人の女性についてみると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 10 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ、受給資格のある者は 17 人（申立人を含む。）であり、そのうち脱退手当金の支給記録のある者は申立人だけである上、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給決定がD社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の 1 年 2 か月後になされていることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求が行われていた可能性はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月 5 日から 40 年 11 月 2 日まで

厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間については、脱退手当金を支給済みとなっている。しかし、脱退手当金を受給したことは無いので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、請求者の過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきであるところ、申立期間①より前の事業所に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間①より前の期間、申立期間①及び②の3回の被保険者期間のうち、A社に係る期間(申立期間①)及びB社に係る期間(申立期間②)を請求し、申立期間①より前のC社に係る24か月の最初の被保険者期間を申立人が失念することは考え難い。

また、申立人が申立期間②に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年11月2日の前後3年間に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格のある者は5人(申立人を含む。)であり、そのうち脱退手当金の支給記録のある者は申立人だけであることから、事業主が代理請求した可能性はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和56年3月1日、資格喪失日が62年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月31日から同年8月1日まで

申立期間について、昭和62年8月1日付けでA社C支店から同社D支店に転勤したが、同社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年7月31日とされたため、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和56年3月1日、資格喪失日が62年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立期間について、B社から提出された職員台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和62年8月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和62年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

北海道厚生年金 事案 2731 (事案 807 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和42年5月3日から同年12月21日までの期間及び43年7月12日から44年1月16日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を42年5月3日、同資格喪失日に係る記録を同年12月21日、同資格取得日に係る記録を43年7月12日、同資格喪失日に係る記録を44年1月16日とし、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月ごろから42年3月ごろまで
② 昭和42年4月ごろから44年1月16日まで

申立期間①については、B社においてC職見習として勤務し、また、申立期間②については、A社においてD職として勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

今回、両申立期間について新たな情報を提供するので、再調査の上、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間②のうち、昭和42年5月3日から同年12月20日までの期間及び43年7月12日から44年1月15日までの期間について、A社に勤務していたことは認められるが、i) 同社は、オンライン記録により平成10年4月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、申立人が名前を挙げた唯一の同僚は、申立人の名前を記憶していない

としていることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚一人及び社会保険事務所(当時)の記録から申立期間②当時に同社において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚6人について、本人が記憶している同社に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係をみると、採用時期から資格取得日までは一律ではなく、従業員ごとに異なる(入社後3か月から2年2か月)ことが確認できることから、同社は、職種、身分等による何らかの基準により、従業員ごとに加入時期について判断し、入社後、一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測され、申立人の同社における勤務期間の記憶が明確でないことを踏まえると、申立人については、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に同社を退職した可能性を否定できないこと、iii) 社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、及びiv) このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、今回の申立てにおいて、姓のみ記憶する新たな複数の同僚を挙げていることから、前回の調査において照会した同僚に加えて、個人が特定でき所在が確認できた新たな複数の同僚に再度照会したところ、そのうち3人が、「失業保険料と厚生年金保険料は一緒に給与から控除されていた。」と述べている上、当該同僚3人の当該事業所における雇用保険の加入記録は厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致していることが確認できることから、申立期間②当時に当該事業所では、雇用保険に加入させていた場合には、厚生年金保険にも加入させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和42年5月3日から同年12月21日までの期間及び43年7月12日から44年1月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所における同職種の同僚に係る社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所はオンライン記録により既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主も不明であることから、確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金

保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年5月から同年11月までの期間及び43年7月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間②のうち、昭和42年5月3日から同年12月20日までの期間及び43年7月12日から44年1月15日までの期間を除く期間については、雇用保険の加入記録が確認できない上、前述の同僚からも申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、申立期間②のうち、昭和42年5月3日から同年12月21日までの期間及び43年7月12日から44年1月16日までの期間を除く期間について、申立人が再申立ての理由としている事情は、年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められないこと、そのほかにも当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間①について、申立人の従業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中にB社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社は、オンライン記録により昭和47年8月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、事業主及び事務の担当者は、既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は既に死亡している上、ほか一人は、連絡先が確認できないため、申立人の勤務実態について供述を得ることができないほか、これら同僚二人のうち、一人は同社における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できないこと、iii) 社会保険事務所の記録から申立期間①当時に同社において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚4人について、本人が記憶している同社に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、採用時期から資格取得日までは一律ではなく、従業員ごとに異なる(入社後3か月から1年)ことが確認できることから、同社では、職種、身分等による何らかの基準により、従業員ごとに加入時期について判断し、入社後、一定期

間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測され、申立人の同社における勤務期間の記憶が明確でないことを踏まえると、申立人については、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に同社を退職した可能性を否定できないこと、及びiv)健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人は雇用保険の加入記録も確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たに一緒に勤務していた同僚一人の名前を挙げており、「当該同僚に確認することで、私が当該事業所に勤務していた期間が正確に分かると思う。」と主張しているが、当該同僚には既に前回の調査において、申立人の勤務期間等を聴取していることから、当該主張は年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められないこと、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 14 日

社会保険庁（当時）の記録では、A社から支給された申立期間の賞与（燃料手当）に係る標準賞与額の記録が確認できない。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する賞与集計表により、申立人は、平成17年10月14日に同社から賞与（8万8,800円）の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（8万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生

年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和56年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間②については、申立人のA社における申立期間②に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③のうち平成元年12月1日から2年1月1日までの期間については、申立人のB社における当該期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③のうち平成3年6月1日から4年9月1日までの期間については、申立人のB社における当該期間に係る標準報酬月額は、53万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年9月1日から同年10月17日まで
② 昭和56年10月17日から57年9月14日まで
③ 平成元年7月1日から4年9月30日まで

申立期間①はA社に勤務しており、保管している給料明細書によれば厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、保管しているA社の給料明細書によれば、年金事務所が記録する標準報酬月額、実際に支払われた金額よりも低額である。

申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間③については、保管しているB社の給料明細書によれば、年金事務所が記録する標準報酬月額は、実際に支払われた金額よりも低額である上、このうち平成3年6月から4年8月までの期間については、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられている。

申立期間③に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 年金記録確認第三者委員会が行う標準報酬月額の認定においては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間①については、申立人が保管する給料明細書により、申立人が、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によれば、当該事業所は昭和62年4月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在が不明であることから確認することができないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②のうち昭和57年2月及び同年7月については、申立人が保管するA社のものと推認される給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額（昭和57年2月は29万7,335円、同年7月は30万8,872円）の支払

いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（30万円）に見合う厚生年金保険料（1万5,900円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②のうち昭和56年10月から57年1月までの期間、同年3月から同年6月までの期間及び同年8月については、当該給料明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額（昭和56年10月は32万2,408円、同年11月は35万7,083円、同年12月は35万4,908円、57年1月は33万6,385円、同年3月は34万3,797円、同年4月は33万5,566円、同年5月は33万397円、同年6月は34万897円、同年8月は31万9,522円）の支払いを受けていたことが認められるが、この一方で、事業主が当該期間において源泉控除していたことが認められる厚生年金保険料額（1万5,900円）を当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の53）で除して求められる報酬月額（30万円）に基づく標準報酬月額（30万円）は、支払いを受けた報酬月額に基づく標準報酬月額（昭和56年10月は32万円、同年11月及び同年12月は36万円、57年1月及び同年3月から6月までは34万円、同年8月は32万円）より低額である。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、給料明細書に記載された給与支払額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によれば、当該事業所は昭和62年4月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在が不明であることから確認することができないが、給料明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が申立期間②の全期間について一致しないことから、事業主は、給料明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立期間②の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間③のうち平成元年12月については、申立人が保管するB社の給料明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（38万円）を超える報酬月額（64万円）の支払いを受けていたことが認められるが、この一方で、事業主が同月について源泉控除していたことが認められる厚生年金保険料額（2万7,170円）を当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の62）で除して求められる報酬月額（43万8,226円）に基づく標準報酬月額（44万円）は、支払いを受けた報酬月額に基づく標準報酬月額（53万円）より低額である。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③のうち平成元年 12 月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は不明としているが、当該給料明細書により、当時の保険料控除方式が翌月控除であったことが確認できるところ、事業主が、同月分の厚生年金保険料額を、オンライン記録で確認できる同月の標準報酬月額（38 万円）に同月の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000 分の 62）を乗じて求められる額（2 万 3,560 円）ではなく、誤って 2 年 1 月に改定された同保険料率（1,000 分の 71.5）を乗じて求められる額（2 万 7,170 円）として控除したものと考えられることから、事業主は、給料明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間③のうち平成 3 年 6 月から 4 年 8 月までの期間については、オンライン記録によれば、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、B 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成 4 年 9 月 30 日から 27 日後の同年 10 月 27 日付けで、当該期間の標準報酬月額が、さかのぼって 20 万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほか同社の代表取締役及び取締役 4 人も、同日付けで標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録によると、申立人は、当該期間においては B 社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「実際には C 職であり、経営には関与していない。」と供述しているとともに、同社の代表取締役に照会したところ、「申立人は C 職長であり、経営には全く関与しておらず、社会保険事務の担当でもなかった。」との申立人の供述を裏付ける回答を行っていることを踏まえると、申立人は、当該減額訂正の事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間③のうち平成 3 年 6 月から 4 年 8 月までの期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、53 万円に訂正することが必要であると認められる。

- 6 申立期間③のうち平成元年 7 月から同年 11 月までの期間及び 2 年 1 月から 3 年 5 月までの期間については、給料明細書で確認できる報酬月額（平成

元年7月及び同年8月は43万円、同年9月は50万円、同年10月は43万円、同年11月は44万円、2年1月及び同年2月は44万円、同年3月から5月までは49万円、同年6月及び同年7月は55万円、同年8月は85万円、同年9月は55万円、同年10月から3年3月までは68万円、同年4月及び同年5月は75万円)に見合う標準報酬月額(平成元年7月及び同年8月は44万円、同年9月は47万円、同年10月、同年11月、2年1月及び同年2月は44万円、同年3月から同年5月までは50万円、同年6月から3年5月までは53万円)は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額(平成元年7月から同年11月まで及び2年1月から同年3月までは38万円、同年4月から同年9月までは47万円、同年10月から3年5月までは53万円)よりも高額であるものの、事業主が当該期間において源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額(平成元年7月から同年11月までは2万3,560円、2年1月から同年7月までは2万7,170円、同年8月から同年12月までは3万3,605円、3年1月から同年5月までは3万8,425円)に見合う標準報酬月額(平成元年7月から同年11月まで及び2年1月から同年7月までは38万円、同年8月から同年12月までは47万円、3年1月から同年5月までは53万円)は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と合致しているか又はこれより低額であることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③のうち平成元年7月から同年11月までの期間及び2年1月から3年5月までの期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A団体職員共済組合員として掛金をA団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA団体職員共済組合における資格喪失日に係る記録を平成3年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、A団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年6月1日まで

昭和50年4月1日にB社C支部に採用されると同時に、D社（現在は、E社）に出向し、平成3年6月1日に同社に移籍するまで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時の給与は、同社に出向していた期間も、同社に移籍した後も、同社から支給されていた。

申立期間の共済組合掛金が給与から控除されていたことを確認できる給与支払明細票を保管しているので、申立期間についてA団体職員共済組合員であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が保管する「移籍に関する合意書」（平成3年6月1日付けで、申立人を含む42人がB社C支部からD社に身分移籍することを合意したことについて同社従業員代表と同社会長理事が確認したもの）、及び申立人が保管するD社の給与支払明細票により、申立人が申立期間においてB社C支部に継続して勤務し、A団体職員共済組合掛金を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管するD社に係る平成3年6月の給与支払明細票に記載されたA団体職員共済組合掛金控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行については、B社C支部が、「当時、平成3年6月1日付けで出向元である当支部から出向先であるD社に移籍した者42人に係る組合員資格喪失届を作成する際に、申立人の同資格喪失日を同年6月1日と記入すべきところ、誤って同年5月1日と記入した。」と回答しているとともに、同支部が保管する申立人の組合員資格喪失届により、同支部が、申立人の同資格喪失日を平成3年5月1日として届け出たことが確認できることから、A団体職員共済組合は、申立人に係る同年5月の掛金について納入の告知を行っておらず(A団体職員共済組合が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき掛金に充当した場合又は掛金を還付した場合を含む。)、A団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年10月17日であったと認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月1日から20年10月17日まで
昭和17年4月1日にA社B支社の企業内学校である「C学校」に入校し、同社のD工場に配属となった。

当該事業所のD工場では、E業務に従事し、終戦後の昭和20年10月16日まで勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年4月1日から20年10月16日までA社B支社において勤務し、その間、厚生年金保険（入社当初は労働者年金保険）に加入していたとしているが、オンライン記録では、19年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、当該事業所が保管する「F名簿」（従業員の人事を記録したもの）及び「昭和20年解雇名簿」によると、申立人は昭和20年10月16日解雇と記載されている上、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した19年12月1日の前後に勤務形態及び業務内容に変更が無いことが確認できることから、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、申立人が名前を挙げた同期入社と同僚6人は、オンライン記録によると、いずれも申立期間において厚生年金保険被保険者資格が確認できる。

さらに、上記の同僚の一人は、「私は、昭和 17 年 4 月 1 日に申立人と一緒に A 社 B 支社の C 学校に入学した。20 年 8 月の終戦で同社の C 学校が無くなり、その後、C 学校の全員が解雇となった。」と回答しているところ、オンライン記録によると、この同僚は、申立人が当該事業所を退職したと主張する昭和 20 年 10 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、G 県庁の火災により焼失し、保存されておらず、現存する被保険者名簿は、申立期間後に作成されたものであり、当該被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、労働者年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の当該事業所に係る労働者年金保険被保険者台帳記号番号が払い出された昭和 17 年 6 月に当該事業所において 686 人（申立人を含む。）に同記号番号が払い出されているが、このうち申立人の同記号番号の前後 50 人についてオンライン記録をみると、厚生年金保険被保険者記録が確認できるのは 11 人のみとなり、残り 39 人は同被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人の台帳記号番号に係る労働者年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）は、昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、19 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録となっているが、被保険者台帳の表題が「労働者年金保険被保険者台帳」ではなく、「厚生年金保険被保険者台帳」となっている上、申立期間後の 26 年 7 月に設置された H 社会保険出張所の押印があることから、申立期間当時に作成されたものではなく、同年 7 月以降に復元されたものと考えられ、オンライン記録にある申立人の当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日（19 年 12 月 1 日）は、事実在即したものと認められない。

これらの事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実在即した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみると、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の加入記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相

当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 10 月 17 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災、火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月から12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月から12年2月まで

申立期間の国民年金保険料については、当該保険料を納付するよう納付書が届いたので、私は、当時、結婚を前提に付き合っていた私の妻に頼んで、平成12年12月11日にA銀行の預金口座から引き出したお金の中からB市C区役所で納付してもらった。

妻は、申立期間の国民年金保険料を納める時に、同区役所の職員から「延滞金の通知書が届くかもしれないが、その延滞金は納めなくてよい。」と言われたのを覚えているとしている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が納付したと述べているところ、その妻は、当該期間の保険料を平成12年12月ごろから翌年6月ごろまでの間にB市C区役所の窓口で納付したとしているが、その時点で、申立期間の保険料は過年度保険料となり、過年度保険料については同区役所で収納業務を行っていないため、申立期間の保険料を同区役所で納付することはできない。

また、申立人の妻は、同区役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付する際、その窓口の職員から、「延滞金の通知書が届くかもしれないが、延滞金は納めなくてよい。」と言われたのを覚えているとしているが、その当時、国民年金保険料の納付を延滞した場合でも延滞金の徴収は行っていない上、その妻は、申立人の保険料を遅れて納付したのは一度だけの記憶であるとしているところ、申立人は、申立期間のほかに、平成14年3月の保険料を過年度の15年1月30日に納付しており、申立人の妻の説明内容に不自然さがみられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料として申立人の預金通帳（写し）を提出しているところ、この資料では、申立期間の保険料額以上の金額が引き落とされていることが確認できるものの、当該引き落としが申立期間の保険料納付に係るものとは特定できない上、このほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年8月まで

私は、20歳のころ私の両親に勧められ、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、両親に立て替えてもらい私が同区役所から送付された納付書により金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころ申立人の両親に勧められ、A市B区役所で国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の被保険者加入状況調査等により、昭和58年2月ごろ払い出されていることから、このころに申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推定でき、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金被保険者資格取得年月日（昭和54年*月*日）については、申立人の強制加入被保険者資格に係る期間の始期（20歳到達日）が記載されたものである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1737

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から40年1月まで

私は、昭和39年9月にA市で国民年金の加入手続を行ったはずであり、私の国民年金保険料を納めてくれた者がだれかも覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年9月ごろ国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたはずであると述べているが、加入手続や保険料の納付状況についての記憶がないため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号が記載されておらず、申立期間当時居住していたA市は、申立人の国民年金被保険者名簿が無いとしている上、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は申立期間当時、国民年金には加入していなかったものと推認される。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、平成13年10月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得した記録が認められる上、申立期間の資格記録は同年同月22日に追加されたものであり、この時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月、62年1月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月及び62年1月
② 昭和62年10月

私は、転職に伴い厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、昭和62年1月ごろ、私の妻と一緒にA市B区役所を訪ね国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、私の妻の分の保険料と一緒に各月ごとに納付書により郵便局で納付していたが、当該保険料を納付していた時の領収証は引っ越しの際に処分してしまった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年1月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、i) 国民年金加入時に国民年金被保険者に与えられる国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡が見当たらないこと、ii) A市において申立人の国民年金被保険者名簿が作成された形跡が見当たらないこと、iii) 申立人は、申立期間に国民年金に加入していたことを示す年金手帳の交付を受けたことがないと述べていることから、申立期間について、申立人の国民年金の加入手続は行われていなかったものと考えられ、申立期間は未加入期間となるため、国民年金保険料の納付書が交付されることはなく、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は国民年金の加入手続を行ったすぐ後に、申立人の妻の分の保険料と一緒に一月分ごとに納付したとしているが、その妻について、i) 昭和61年12月の保険料が62年5月以降に過年度納付されていること、ii) 62年1月及び同年10月の保険料は、第1号被保険

者資格と第3号被保険者資格の切替手続が適切に行われていなかったことにより平成19年7月に同被保険者資格期間の訂正が行われ、この時点まで当該2か月について、その妻は第3号被保険者となっていたことが確認できるため、当該2か月分の保険料の納付書は交付されることは考え難く、その妻は保険料を納付できないことから、申立人はその妻と申立期間の保険料を一緒に納付することはできず、申立人の納付状況に係る説明の内容には不自然さがみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成11年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成11年4月まで

申立期間について、私は無職で収入が無かった上、生活保護を打ち切られていたため、毎年、国民年金保険料の免除申請をしていたはずであり、申立期間の免除記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年9月に生活保護を打ち切られたため、申立期間の国民年金保険料の免除承認を受けていたと主張しているが、オンライン記録により、i) 58年4月から国民年金保険料の免除承認を受けていたところ、厚生年金保険被保険者であった申立人の妻と59年3月*日に婚姻し、国民年金の任意加入資格者となったため、同年3月の保険料免除承認が取り消され、同時に国民年金任意加入資格の喪失処理が行われていることが確認できること、ii) 申立期間直前の60年10月から62年8月までの法定免除記録は、平成14年6月11日に処理されており、その際に、基礎年金番号が申立人に初めて付番されていることから、申立人は、14年6月から国民年金の強制加入資格者となった昭和59年11月にさかのぼって資格が取得されたものと推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申請免除手続を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立人が居住するA市には、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者名簿が存在しない上、申立期間は、140か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料の申請免除手続を行っていたことを示す関連資料が無く、申請免除手続が行われた場合に社会保険事務所（当時）から市町村を經由して申立人に通知されることとされている「免除承認（不承認）通知書」についても、申立人は受け取った記憶がないとしており、当該期間の申請免除手続

が行われていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の妻と一緒に申請免除手続を行ったところ、その妻の国民年金被保険者資格は、昭和59年11月に取得されているが、オンライン記録により平成14年6月11日から59年11月にさかのぼって取得されていることが確認できることから、申立人の妻も申立人と同様に申請免除手続は行えなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

国民年金の加入手続については、昭和 63 年 4 月ごろ、母が、その居住していた A 町の同町役場 B 支所、又は母の勤務先があった C 市の同市役所で行ってくれたか、あるいは、私自身が D 市役所で行ったはずである。

私と妹の国民年金保険料は、母が半年ごとにそれぞれ 6 万円ぐらいを郵便局や金融機関で納付してくれたはずである。申立期間の国民年金保険料について、私の妹が 20 歳から国民年金に加入し、保険料を納付しているのに、私の保険料だけが未納とされているのは納得できない。

申立期間の国民年金保険料を納付していることを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、「昭和 63 年 4 月ごろ、母が A 町役場か C 市役所で、あるいは、私が D 市役所で行ったはずである。」と述べており、国民年金の加入手続の具体的な状況は不明である。

また、申立期間の国民年金保険料については、「私と妹の保険料は、母が半年ごとにそれぞれ 6 万円ぐらいを郵便局や金融機関で納付してくれていたはずである。」と述べており、申立人は、保険料の納付にも関与していない。

さらに、関係市町村である A 町、C 市及び D 市において、申立人が国民年金に加入していた記録は無く、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立人の妹の国民年金について、「20 歳から国民年金に加入し、保険料を納付している。」と述べているが、オンライン記録により、その妹（昭和 45 年*月*日生まれ）は、学生時代に居住していた E 市におい

て、20 歳を1年ぐらい経過した平成3年*月ごろに国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認でき、申立人の主張とは一致しない。

その上、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで
② 昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 1 月 30 日まで

昭和 30 年 8 月 1 日から 32 年 1 月 29 日までの期間、A社に勤務しB作業に従事していたが、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていないが、当時の写真があり、間違いなく勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 30 年 8 月 1 日から 32 年 1 月 29 日までの期間、A社（昭和 32 年 5 月にC社として法人化）に勤務していたと主張しているが、申立人から提出された写真は撮影時期を特定できないことから、同写真からは申立人が申立期間①及び②において同社に勤務していたことを確認することはできない。

また、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和 45 年 1 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同年同月 21 日に解散しており、事業主も所在不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間①及び②当時に当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 6 人のうち所在が確認できた 4 人に照会したところ、3 人から回答を得られたが、そのうちの一人は、「申立人は勤務していたが、申立人の入社時期、退社時期のいずれについても覚えていない。」

と述べている上、他の二人は、「申立人の名前に記憶はなく、勤務していたか否かは分からない。」と述べており、申立人の申立期間①及び②における勤務状況について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間①及び②前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる26人（申立人を除く。）のうち所在が確認できた15人に照会したところ、9人から回答を得られたが、このうちの一人は、「申立人は同社で勤務していたが、申立人の入社時期、退社時期のいずれについても覚えていない。」と述べている上、8人は「申立人を知らない。」と述べており、申立人の申立期間①及び②における勤務実態について確認できる供述を得ることはできない。

- 2 申立期間①について、前述の照会に対し回答が得られた同僚12人のうち2人は、「入社当時は見習期間があり、その期間は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、当該同僚12人のうち5人は、それぞれ自身の記憶する入社日から1か月から5か月経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立期間①当時、事業主は、入社時から全員を厚生年金保険に加入させず、従業員ごとに判断し、同保険に加入させていた可能性も否定できない。
- 3 申立期間②について、前述の回答が得られた同僚12人全員が、「退社時期と厚生年金保険の被保険者資格の喪失時期は同時であった。」と供述している。
- 4 申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 41 年 1 月 20 日から同年 3 月 1 日まで

申立期間①及び②は、A省B局（現在は、C省D局）の人事記録(写し)のとおり、E省F局G部で非常勤職員として勤務した。当時、複数の厚生年金保険被保険者証が交付され、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C省D局が保管していたE省F局G部が作成した申立人に係る「非常勤職員の在籍期間証明（写し）」により、申立人が、申立期間①及び②においてG部に非常勤職員のH業務員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、G部では、「申立期間①及び②当時、厚生年金保険に加入させていた非常勤職員は、厚生年金保険法第12条の規定に基づき、雇用期間が2か月を超える者であった。」と回答している。

また、申立人は、申立期間①及び②当時の同僚及び上司の名前を記憶していないことから、オンライン記録により申立期間①及び②に当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚10人に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用等について照会したところ、4人から回答が得られたが、全員が「申立人について記憶がない。」としており、いずれの者からも申立人の申立てに係る事実を確認できる具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人は、G部に勤務していた時に複数の厚生年金保険被保険者証が交付されていたことを申立ての理由としているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立

期間①及び②を含む昭和40年9月14日から41年3月31日までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無く、一方健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立期間①及び②について申立人の記録が欠落したものとは考え難く、申立人に対して、同被保険者証が複数枚交付された事情はうかがえない。

なお、申立人は、「申立期間①及び②にI町の現場でH業務に従事していた。」と供述していることから、オンライン記録により申立期間①及び②当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるG部J事業所に係る被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月20日から3年1月1日まで
申立期間は、A社に正職員のB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、事業所記号番号払出簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「申立期間当時の人事記録や雇用台帳等の資料は保存されていないことから、申立人の当時の勤務実態については分からない。開業以来、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の適用事業所の届出を行ったことがないので、給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。また、当社は、申立期間以前からC国民健康保険組合の健康保険に加入している。」と回答している。

なお、申立人は、C国民健康保険組合からの回答によると、平成元年4月1日から2年9月5日までの期間、同組合の健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち所在が確認できた一人に照会したところ、同人は、「昭和60年の秋ごろから7年又は8年間A社に勤務していたが、厚生年金保険には加入しておらず、給与から同保険料は控除されていなかった。当時、加入していたのはC国民健康保険組合の健康保険だけであった。」と供述しており、この供述は前述した当該事業所の回答と符合している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 12 月 31 日から 21 年 4 月 1 日まで
昭和 18 年 12 月に高校を繰上げ卒業と同時に A 社に採用され、B 職として C 事業所に駐在し、その後、20 年 12 月 31 日から D 事業所（後に、E 社）に駐在して F 業務に従事した。厚生年金保険の加入記録によると、21 年 4 月 1 日に D 事業所において資格取得した記録となっているが、申立期間の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

G 県 H 部に保管されていた申立人の G 県職員履歴書、I 社に保管されていた申立人の C 事業所における辞令、申立人から提出された手書の履歴書、及び同僚の供述から判断すると、申立人は昭和 18 年 12 月 31 日付けで A 社に採用され、C 事業所に駐在し、その後、20 年 12 月 31 日付けで D 事業所に駐在し、B 職として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間のうち昭和 18 年 12 月 31 日から 19 年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法の施行前であるため、17 年 6 月施行の労働者年金保険法の適用期間であり、同法は工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、申立人の供述から、申立人は労働者年金保険の被保険者に該当しなかったものと判断される。

また、申立期間のうち昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間については、オンライン記録によると、申立事業所の A 社は 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、商業登記簿謄本により同年 8 月 15 日に法定解散していることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況につ

いて確認することができない。

さらに、C事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、D事業所は、厚生年金保険の適用事業所としてE社に名称変更後の昭和34年1月2日に同保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、市町村統合等による組織編成を経て同社の業務を引き継いだ、I社に照会したところ、「申立期間当時の辞令簿により、申立人は、昭和18年12月31日からA社のB職としてC事業所に駐在していたこと、並びに職員名簿及び社史により、D事業所において勤務していたことは確認できるものの申立期間当時の厚生年金保険の適用状況については確認できる資料を保存していないことから不明である。」と回答しており、申立期間当時の申立人に関する厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、オンライン記録によりD事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚5人に申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、複数の同僚が、「申立人と一緒に勤務した。」と述べているものの、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

その上、申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」）を確認したが、申立人の氏名は確認できない上、申立人と同様にA社に採用され市町村事業所に駐在し勤務していたとして申立人から名前が挙げられた同僚4人についても、厚生年金保険の加入記録は確認できなかった。また、A社の下部組織として申立期間同時に厚生年金保険の適用事業所であったA社J支部において厚生年金保険に加入させていた可能性も考えられることから、同J支部に係る被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった一方で、申立人のD事業所に係る被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳には資格取得年月日は昭和21年4月1日と記載されており、これはオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間のうち昭和19年10月1日から21年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 30 日から 62 年 6 月 1 日まで
申立期間について、A社又はB社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人は申立期間においてA社及びB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 59 年 4 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同社は平成 8 年 6 月 1 日に解散しており、申立期間当時の代表取締役は所在不明のため、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、B社は、オンライン記録により平成 9 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により 12 年 3 月 30 日に解散しているところ、申立人は申立期間の一部に当たる昭和 60 年 6 月 29 日に取締役、また、同年 12 月 14 日から平成元年 12 月 10 日までの期間については代表取締役に就任していることが確認できる。このことから、申立期間のうち申立人が代表取締役に就任する直前に代表取締役であった者に照会したところ、「申立期間当時の資料を保存しておらず、私が代表取締役を退任した後のことについては分からない。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、A社及びB社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる二人、A社において同被保険者記録が確認できる4人、及びB社において同被保険者記録が確認できる6人の合計12人に照会し5人

から回答が得られたところ、そのうち一人が「申立人は、当初はA社に、その後、B社に勤務していたが、その期間については分からない。」と供述しているものの、これらの者から申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月から25年12月まで

申立期間について、A事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、同事業所を管轄していたB県C局D部から提出された昭和23年の辞令簿(写し)及び職員名簿(写し)から判断すると、申立人が申立期間のうち同年6月15日から同年10月20日までの期間において、同事業所にE職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した記録は無い上、同事業所を管轄していたB県C局D部についても、昭和56年5月1日に同保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立期間当時における申立人の勤務実態及びE職への厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について、B県C局D部に照会したところ、同部は「申立期間当時、F職には恩給法が適用されていたものの、E職については、同法及び厚生年金保険法のいずれもが適用されていなかったと承知していることから、給与からこれらの保険料を控除していたとは考え難い。」と回答している。

さらに、前述の職員名簿により、申立人と共にA事業所に勤務していたことが確認できる同僚4人のうち、所在が特定できた一人に対し照会したところ、「申立人及び申立期間に係る記憶はない。」と供述しており、申立人が申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供

述を得ることはできなかった。

加えて、申立人の部下であったとしている3人から、申立人の申立期間に係る在籍証明書が提出されたことから、これら3人に照会したところ、いずれも「申立人がA事業所に勤務していたことは確かであるが、勤務期間については明確に覚えておらず、それ以上のことは分からない。」と供述しており、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることはできなかった。

その上、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

なお、オンライン記録によると、前述の同僚一人は、職員名簿に記載された採用日と同日にG共済組合の被保険者資格を取得していることから、同組合及びH共済組合連合会のそれぞれに対し照会したものの、いずれにおいても、申立人が共済組合の被保険者であったことは確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 20 日ごろまで
A社には、昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 20 日ごろまで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同保険の被保険者証をもらった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する採用時の辞令書（B部C課D係勤務）、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の記録及び同僚の供述により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社には、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所である「A社」及び「A社E部」のほかに健康保険のみの適用事業所である「A社F部」が存在し、申立人は「A社F部」の被保険者であることが被保険者原票で確認できる上、事業主は、「保存されている資料を見る限り、申立人は、年金加入の記録が無いので、健康保険のみの加入と考えられる。」と回答している。

また、事業主から提出されたA社に係るB部C課職員名簿には、昭和 44 年 4 月 1 日採用者が申立人を含め 7 人登載されているところ、全員が健康保険のみ適用の「A社F部」の被保険者であることが被保険者原票で確認できる。

さらに、当該事業所では厚生年金保険未適用者のために国民年金納入組合を組織していたと回答しているところ、当該事業所から提出された国民年金加入者名簿によると、前述の 7 人のうち、4 人が 20 歳に到達と同時期、又は、到達後に同納入組合に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、申立人が採用時期及び配属先が一緒であったとして名前を挙げた同僚 3 人に照会したところ全員から回答が得られ、そのうちの一人は、「職種に

よって厚生年金保険の適用の基準が異なっていた。」と供述し、ほかの一人は、「A社を退職後に就職した事業所の調べにより、私は同社では厚生年金保険に加入していなかったとの説明を受けた。」と供述している。

そのほか、厚生年金保険及び健康保険の適用事業所である「A社」及び「A社E部」において、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の被保険者原票を確認したが、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号にも欠番が無い。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月1日から同年12月1日まで
② 昭和53年4月1日から同年12月1日まで
③ 昭和54年4月1日から同年12月1日まで
④ 昭和55年4月1日から同年12月1日まで
⑤ 昭和56年4月1日から同年12月1日まで
⑥ 昭和57年4月1日から同年12月1日まで
⑦ 昭和58年4月1日から同年12月1日まで
⑧ 昭和60年4月1日から63年4月1日まで
⑨ 平成元年4月1日から3年4月1日まで

昭和52年から59年まで、毎年4月から11月までの期間は季節雇用でA社に1日8時間、B作業や時々C業務を行っていたが、申立期間①から⑦までについて厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、昭和60年4月から平成3年12月までD社（現在は、E社）に所属し、F省G局H部I事業所において、1日6時間程度、J業務で勤務していたが申立期間⑧及び⑨については、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

すべての申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までについて、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立期間①のうち昭和52年4月25日から同年11月20日までの期間、申立期間②のうち53年5月1日から同年11月30日までの期間、及び申立期間③のうち54年5月1日から同年7月2日までの期間はA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間①から③までについて、A社において雇用保険の加入記録はあるがオンライン記録により厚生年金保険の加入記録が無い者が、申立人を含めて申立期間①において4人、申立期間②において二人、申立期間③において4人確認できるところ、これらの者に照会し回答が得られた3人はいずれも「厚生年金保険には、当時の事業主から同保険に加入する旨の説明を受けてから加入できた。それ以前の期間においては同保険に加入させてもらえず、同保険料を給与から控除されていなかった。」と供述していることから、各申立期間について、同社では従業員により厚生年金保険の加入の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

また、申立期間④から⑦までについて、オンライン記録により当該事業所で厚生年金保険被保険者期間が確認できた同僚17人に照会したところ、i) 回答が得られた8人のうち4人は、「申立人のことは知っているが、勤務していた期間は分からない。」と供述していること、ii) 他の3人は、「申立人のことは知らない。」と供述し、残りの一人は、「昭和57年にA社に勤務したが、申立人は、会社が忙しい時にだけ働きに来ていたと思う。」と供述している上、申立人は「長男（昭和48年*月生まれ）が小学校に入学して1年間から2年間、仕事をしていなかった。」と供述していることから、申立期間④から⑦までにおける申立人の勤務実態について確認することはできない。

さらに、申立期間④から⑦までについて、申立期間当時、当該事業所で社会保険事務を担当していた者は、「季節雇用者については、毎年工場長から指示を受けて雇用保険及び厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているところ、申立人の雇用保険被保険者記録によると、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、申立期間①から⑦について、オンライン記録により、当該事業所は昭和60年5月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の代表取締役も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて、供述を得ることができない。

さらに、申立期間①から⑦までについては、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①から⑦までにおいて、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間⑧及び⑨について、E社が保管する社員番号簿及び同僚の供述から判断すると、申立人は、時期及び期間は特定できないものの、F省G局H部I事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、E社は、「申立人の申立期間に係る賃金台帳等を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答している。

また、申立期間当時、当該事業所で社会保険事務を担当していた同僚は、「1日6時間以上、2か月以上の雇用期間の者は厚生年金保険に加入させていたはずである。また、雇用保険に加入させる要件は厚生年金保険に加入させる要件と異なっていたが、実務上は、厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させていた。しかし、申立人の名前は記憶になく、詳細は分からない。」と供述しているところ、雇用保険被保険者記録により、申立期間⑧及び⑨について申立人は当該事業所における雇用保険の加入記録が無いことが確認できる上、申立期間以外の当該事業所における、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる期間については、雇用保険の記録が確認できることから、上記同僚の供述と符合する。

さらに、申立人が名前を挙げたJ業務で勤務していた同僚二人については、オンライン記録により、申立期間⑨において厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる上、このうち一人は、「平成3年ごろ、当該事業所から厚生年金保険に全員加入させると説明を受けた記憶がある。それまでは、厚生年金保険に加入しなくてもよかったので、加入していない時は給与から厚生年金保険料は控除されなかった。」と供述していることから、当該事業所では、従業員の厚生年金保険の加入について、取扱いが異なっていたことが推認できる。

その上、申立期間⑧及び⑨について、申立人は、オンライン記録により、申立人の夫の政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる上、申立期間⑧の一部及び申立期間⑨においては、国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できる。

- 3 申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月10日から30年10月25日まで
② 昭和32年1月8日から34年8月20日まで
③ 昭和38年5月7日から同年11月7日まで
④ 昭和39年1月5日から同年4月15日まで
⑤ 昭和39年4月24日から同年7月24日まで
⑥ 昭和39年8月2日から40年1月10日まで
⑦ 昭和40年1月18日から同年3月16日まで
⑧ 昭和41年4月11日から同年9月14日まで
⑨ 昭和41年9月16日から42年4月16日まで
⑩ 昭和42年10月5日から同年12月22日まで
⑪ 昭和42年12月22日から43年10月19日まで
⑫ 昭和43年10月24日から同年11月12日まで
⑬ 昭和43年11月20日から44年7月24日まで
⑭ 昭和47年8月17日から48年4月16日まで
⑮ 昭和50年4月1日から51年11月18日まで
⑯ 昭和51年11月18日から52年1月19日まで
⑰ 昭和52年1月24日から同年10月8日まで
⑱ 昭和52年10月17日から同年12月6日まで
⑲ 昭和53年4月3日から同年5月21日まで
⑳ 昭和54年1月10日から同年3月1日まで
㉑ 昭和58年1月7日から同年3月30日まで
㉒ 昭和58年5月20日から同年12月27日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間については、脱退手当金が平成8年7月23日に支給済みであるとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶がないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、年金事務所に申立人が提出した脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書に押印されている印影が当委員会に申立人が提出した書類に押印された印影と酷似していることを踏まえると、申立人の意思に基づき請求が行われたものと考えられる。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 52 年 6 月 1 日まで

昭和 49 年 5 月から 52 年 8 月まで A 社に正社員の B 職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社で一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、期間及び身分は特定できないものの、申立人が、昭和 52 年 5 月以前から同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当時の事業主は既に死亡している上、当時の資料も廃棄済みであることから、申立人については分からない。」と回答しており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する者 4 人のうち、生存及び所在が判明した者 3 人に照会したところ、回答が得られた二人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、自身が記憶する入社時期から、それぞれ 1 年 3 か月後、6 年か 7 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、このうち一人は、「当時、入社後すぐには従業員を社会保険に加入させておらず、ある程度定着してから加入させていたと思う。」と供述しているほか、他の一人は、「入社後、長い間アルバイトの身分であり、結婚を契機として社会保険に加入させてもらった。」と供述している上、兩人から、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者9人に照会したところ、回答が得られた5人のうち1人は、「採用から3か月後に厚生年金保険に加入したが、同保険に加入する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは分からない。」と供述しているほか、他の一人は、「私は、入社時には既に扶養家族がいたため、自分から希望して社会保険に加入したが、希望しなければ入社後すぐに加入することはなかった。また、加入した後も、専務から『社会保険料を控除せずに給与を全額支払うから、市役所に行って国民年金の加入手続をしてほしい。』と言われて、断ったことがある。なお、正社員であっても、給与の手取り額を増やすために社会保険に加入していない者がいた。」と供述しており、他の3人からも、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録により、当該事業所の社会保険事務を受託していたことが確認できる社会保険労務士事務所に照会したものの、回答は得られず、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格取得日は昭和52年6月1日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月27日から24年8月8日まで
申立期間は、A氏所有のB丸において、C職として業務に従事していた。
船員保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について船員保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳の記録により、申立人が、申立期間においてA所有のB丸に乗船していたことは認められる。

しかしながら、当該船舶所有者は既に死亡していることから、申立人に係る船員保険の適用状況については確認することができなかった。

また、申立人が当該船舶において一緒に勤務していたとする者5人のうち、前述の船舶所有者を除く4人のうち3人は、オンライン記録によれば、いずれも申立期間において船員保険の被保険者であった形跡が無い上、このうち一人は既に死亡しており、他の一人は所在が不明であるほか、当該同僚4人のうち他の一人は、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないため、これらの者から申立人に係る船員保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、当該同僚4人のうち、生存及び所在が判明した者一人に照会したところ、「私は、昭和22年8月8日から25年2月23日まで、B丸にD職として乗船しており、このことは保管している船員手帳によって確認できる。」と供述しているものの、前述のとおり、同人は申立期間において船員保険の被保険者であった形跡が無い上、同人から船員保険に加入していない期間において船員保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、船舶名称が「E丸」である船員保険被保険者名簿により、同船舶で船員保険の被保険者であったことが確認できる者12人のうち、上述の船舶所有者及び回答が得られた同僚一人を除く10人のうち8人は、いずれも、既に死亡しているか、又は所在が不明であり、他の一人に照会したものの、「私は、昭和29年9月からF丸に乗船しており、それ以前のことは分からない。B丸に乗船したこともない。」と供述しているほか、別の一人は、申立期間当時11歳から12歳であったことから、これらの者からも申立人に係る船員保険の適用状況について確認することはできなかった。

一方、船員保険船舶所有者記号原簿においては、Aが船員保険の適用船舶所有者となった日は昭和22年9月1日と記載されているが、同原簿において同人の前後に記載された船舶所有者9人に係る適用年月日は24年2月1日から26年2月1日までであることを踏まえると、当該船舶所有者に係る適用年月日が22年9月1日であったとするのは不自然である。

その上、当該船舶の船員保険被保険者名簿によると、同保険被保険者証記号番号が1番である船舶所有者の船員保険被保険者資格取得日は、当初、昭和22年9月25日と記載されていたものが、その後25年6月1日に訂正されたことが確認できる一方で、同人の標準報酬等級が初めて改定されたのは同年11月1日であることが確認できることを踏まえると、仮に、同人の同保険被保険者資格取得日が当該訂正前の22年9月25日であったとすれば、その後2年9か月間にわたり標準報酬等級の改定が行われなかったこととなることから、同人の被保険者資格取得日は、当該訂正後の25年6月1日であったと考えるのが自然であるほか、同名簿においては、同人のほか同日以前に被保険者資格を取得した者は確認できず、ほかに申立期間において同人が適用船舶所有者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで
昭和 52 年 4 月から 55 年 3 月 31 日まで、A 社で B 職として勤務した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A 社で昭和 52 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、54 年 3 月 31 日（厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日）に離職しており、雇用保険と厚生年金保険の被保険者記録は一致している。

また、事業主が保管する「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 54 年 4 月 1 日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する上、事業主は、「申立人の退職理由は覚えていないが、退職時期は社会保険事務所（当時）の記録どおり、昭和 54 年 3 月 31 日である。」と回答している。

さらに、申立期間当時、当該事業所において経理事務を担当していた同僚は、「私は当時、A 社で経理事務及び社会保険事務を担当していた。申立人の名前は記憶にあるものの、退職理由や時期を覚えていなかったため、同社に行き、当時の厚生年金保険被保険者資格の届出書類等を確認してきた。同社で保管している申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者資格喪失届は、申立期間当時、私が作成したものであり、申立人は、届出どおり、昭和 54 年 3 月 31 日に同社を退職している。」と回答している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、当該事業

所において厚生年金保険被保険者資格が確認できるすべての同僚5人に照会したところ、全員から回答を得られたが、いずれの同僚も本人が記憶する退職時期と厚生年金保険被保険者資格喪失時期は一致すると回答している上、これら同僚から、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から同年11月1日まで

申立期間について、A社又はB社に季節作業員として勤務し、冬期間は失業保険を受給していた。厚生年金保険が適用され保険料も控除されていたと思うが、厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社で勤務していた形跡は認められないが、B社の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、B社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間当時B社で厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が判明した二人の同僚に照会したところ、そのうちの一人は、「当初5人の社員が昭和29年5月から厚生年金保険に加入したが、申立人は、翌年の30年から厚生年金保険に加入していることに間違いはない。」と供述している上、申立人の同社における、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年からとなっていることが確認でき、上記同僚の供述と符合する。

また、申立人は、申立期間において季節作業員であったと供述しているところ、B社の他の一人の同僚は「申立期間において正社員が5人で季節作業員等が100人ぐらいいた。」と供述しており、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年5月1日から厚生年金保険に加入している者は5人であることが確認でき、当該事業所は、29年の申立期間当時は正社員のみ厚生年金保険に加入させ季節作業員等は加入させていなかったものと推認できる。

さらに、B社は、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の加入状況等につい

ては不明であると回答しており、申立てに係る事実を確認できない。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 1 日から 51 年 10 月 1 日まで

A社に昭和 50 年 7 月 1 日から 55 年 5 月 7 日まで勤務していたが、50 年 7 月から 51 年 9 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が 51 年 10 月以降と比べて低すぎる。入社してから同じ仕事をしており、給与も大きく変わっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち昭和 50 年 7 月から 51 年 9 月までの申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が低すぎると主張している。

しかしながら、申立人から提出された当該事業所の給与明細書により確認できる、申立期間の一部である昭和 51 年 7 月分及び同年 9 月分の厚生年金保険料控除額は 2,730 円であり、これに見合う厚生年金保険の標準報酬月額は、6 万円であり、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と一致しているとともに、申立期間以外の期間ではあるが、同年 10 月分及び同年 11 月分の厚生年金保険料控除額は、5,005 円であることが給与明細書から確認でき、これに見合う厚生年金保険の標準報酬月額は 11 万円であり、これも申立人のオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人は上記以外の期間に係る給与明細書を所持しておらず、上記以外の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額及び給与の総額を確認することができない。

さらに、A社は、「平成 11 年 3 月に全工場を閉鎖し、別業種として営業していることから、申立期間当時の書類は一切無く、問い合わせに答えられない。」と回答しており、また、申立人が名前を挙げた同僚二人及びオンライン記録により申立期間当時に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認

でき、生存及び所在が判明した同僚6人の計8人に照会したところ、回答が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額等の記載内容に不備は確認できず、記載内容もオンライン記録とも一致している上、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

これらのことから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいた額を事業主により給与から控除されていたと考えることが相当である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和10年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和28年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和28年7月31日から30年4月1日まで
③ 昭和33年4月1日から同年10月1日まで
④ 昭和33年10月1日から34年4月1日まで
⑤ 昭和34年4月1日から同年10月1日まで
⑥ 昭和34年10月1日から35年3月26日まで

申立期間①及び②はA社B支店（現在はC社）、③及び⑤はD社、④及び⑥はE社にそれぞれ勤務していたが、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社の承継会社であるC社に照会したところ、「A社の当時の関係書類を保管しておらず、申立人の勤務の状況、厚生年金保険の適用状況について確認できない。」と回答しており、申立内容の確認をすることができない。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人の名前を挙げ、そのうち生存及び所在が確認できた同僚一人及びオンライン記録により申立期間①及び②当時にA社B支店で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた14人の計15人に照会したところ、9人から回答が得られ、そのうち4人が申立人について記憶があると供述しているものの、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに関する具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人は、A社B支店に勤務した経緯について、「同僚の後任として入れ替わりで勤務することとなった。」と供述しているところ、オンラ

イン記録によれば、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、申立期間②以後も継続していることが確認できる。

加えて、申立期間①及び②に係る A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の名前は無い。

- 2 申立期間③及び⑤について、申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人が D 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、D 社の代表者であった者の妻及び申立人が名前を挙げた上記同僚は、「当時、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述しているとともに、当該同僚は「厚生年金保険料は、給与から控除されていなかった。」と供述している。

また、オンライン記録及び事業所名簿によっても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

- 3 申立期間④及び⑥について、E 社の当時の事業主の供述から判断すると、申立人は、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、E 社の当時の事業主は「厚生年金保険の適用を申請すべく、必要な書類の作成等も行っていたが、昭和 35 年の春に火災にあい、申請を中断せざるを得なくなった。このため申立期間④及び⑥当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険料も給与から控除していなかった。」と供述しており、オンライン記録及び事業所名簿によっても同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

- 4 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月10日から同年11月9日まで
② 昭和26年11月9日から27年4月1日まで
③ 昭和39年12月20日から40年3月1日まで

申立期間①については、A市B国施設における厚生年金保険被保険者記録のある期間の標準報酬額が1万円となっているが、実際には2万5,000円以上であったので、調査をしてもらいたい。

申立期間②については、A市B国施設に昭和26年7月10日から27年3月31日までC職として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者加入期間が4か月しか無いのは納得がいかないので、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正してほしい。

申立期間③については、D社からE社に社名が変わっているが、一度も退職したことはなく継続して勤務していた。年金記録が無いので、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者記録のある期間の標準報酬額が1万円となっているが、実際には2万5,000円以上であったと主張しているが、給与明細書等の資料を保管しておらず、申立期間①に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、F事業所は、オンライン記録により平成3年5月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できることから、申立人

の標準報酬月額算出状況について、関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人とはA市B国施設でC職として一緒に勤務していた。当時の給料の額については、はっきり覚えていない。」と供述しているが、当該同僚の申立期間①当時の標準報酬月額は、オンライン記録によると、申立人と同様の金額であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、A市B国施設に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人から提出されたG庁H局（現在は、I省J局）長が発行した在籍証明書（写し）、及びI省J局から提出されたF事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（写し）により、申立人は昭和26年7月10日から同年11月9日までの期間、A市B国施設にC職として勤務していたことが確認できる。

また、上記在籍証明書には、備考欄に「昭和26年11月9日退職」と記載され、厚生年金保険被保険者台帳の備考欄にも「自己退」と記載されていることが確認でき、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況が確認できない。

さらに、関係通知により、申立人のようにC業務に従事する者は厚生年金保険の強制被保険者とはならないこととされたことが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち2人については、申立期間②において厚生年金保険に加入していた形跡が無く、残りの一人については厚生年金保険の加入期間が昭和26年7月5日から同年11月14日までであり、この期間は申立人の同保険の加入期間とほぼ一致している上、同人は「申立人とはA市B国施設で一緒にC職をしていたが、私も実際に勤務していたのは昭和25年4月から28年3月までであり、勤務期間と厚生年金保険の加入記録とは違っている。」と供述している。

3 申立期間③について、オンライン記録により、申立人はD社において昭和39年12月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、E社が厚生年金保険の適用事業所となった40年3月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立人は、E社が設立された昭和38年11月20日に同社の代表取締役役に就任していることが確認できるところ、

申立人は「私は昭和 38 年に D 社の代表者から独立を勧められて E 社を設立したが、経営が軌道に乗るまで、私と二人の社員は D 社の社員のままであった。」と供述している。

また、申立人と一緒に E 社に転職した二人は、オンライン記録によると、いずれも昭和 39 年 11 月 20 日に D 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、連絡の取れた一人は「D 社を昭和 39 年 11 月 20 日に退職したことになることについては、多分それでいいと思う。」と供述している。

さらに、D 社は、昭和 62 年 6 月 29 日に K 社に合併され、同社は「申立期間③当時の書類等が無く申立人の厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答しているとともに、D 社の当時の代表者の妻も「申立人は L 業務を担当していたが、申立期間③は私の退職後の時期であるため会社のことは分からない。」と供述しており、申立期間③に係る申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

- 4 申立期間②及び③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立期間②及び③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。